

(案)

滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに
関する条例検討小委員会まとめ

令和3年（2021年）3月

滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会

目 次

I 検討の経過	1
---------	---

II 検討の結果

1 条例の必要性	3
----------	---

2 条例の形	4
--------	---

3 条例に盛り込むべき内容	8
---------------	---

参考資料編	17
-------	----

1 障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格案 検討報告書（抜粋）	
--	--

2 様々なコミュニケーション手段に関する聴き取り結果概要	
------------------------------	--

3 第5回小委員会での条例の形についての意見まとめ	
---------------------------	--

I 検討の経過

本小委員会は、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に関する滋賀県社会福祉審議会からの答申（平成30年6月5日）において、「なお、この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれます。」とされたことを受け、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条の規定に基づき、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について検討を行うことを目的として設置された。

学識経験者や関係団体の役職員、関係行政機関の職員等を委員とし、以下の内容で8回にわたり議論した。

(1) 条例検討小委員会の内容（全8回）

○平成31年3月26日 第1回条例検討小委員会

- ・ 条例検討に係るこれまでの経過や進め方について
- ・ 滋賀県社会福祉審議会の答申について
- ・ 様々なコミュニケーションの手段に関する聴き取り結果

○令和元年7月8日 第2回条例検討小委員会

- ・ 条例の必要性や盛り込むべき内容について意見交換

○令和元年9月9日 第3回条例検討小委員会

- ・ 条例検討の論点整理（大切にしたいこと、条例の必要性、条例の形など）
- ・ 先行する他道府県における条例の状況

○令和元年11月19日 第4回条例検討小委員会

- ・ 手話言語および情報コミュニケーションに関する専門家による説明
 - ①高田 英一氏（社会福祉法人全国手話研修センター日本手話研究所長）
「滋賀県手話言語条例を考える「手話は言語」その理解と普及のために」
 - ②関根 千佳氏（株式会社ユーディット会長、同志社大学政策学部客員教授）
「情報のユニバーサルデザインが拓く日本の未来」
 - ③奥村 信満氏（近江八幡市福祉保険部障がい福祉課 課長）
「近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例について」

○令和2年1月15日 第5回条例検討小委員会

- ・ 条例の形について事前提出意見に基づき意見交換

○令和2年10月15日 第6回条例検討小委員会

- ・ 条例に盛り込むべき内容について事前提出意見に基づき意見交換

○令和2年12月24日 第7回条例検討小委員会

- ・ 条例に盛り込むべき内容についてまとめ（これまでの議論を踏まえた整理）
- ・ 小委員会のまとめの方向性

○令和3年3月16日第8回条例検討小委員会

- ・ 小委員会のまとめについて

(2) 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会

構成委員（16名）

氏名	所属等
玉木 幸則	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 顧問
岡田 昌也	特定非営利活動法人しが盲ろう者友の会 理事長
奥村 信満	近江八幡市福祉保険部障がい福祉課 課長
織田 千瑛	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会しが本人の会なかよし会
木村 史次	滋賀湖声会 会長（※第5回までは西村 武 前会長）
川本 航平	特定非営利活動法人JDDnet 滋賀 理事
崎山美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
佐藤 信吾	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa 代表
宿谷 辰夫	滋賀県中途失聴難聴者協会 会長
関根 千佳	株式会社ユーディット会長 同志社大学政策学部客員教授
中西久美子	一般社団法人滋賀県ろうあ協会 副会長
林 優子	多賀町福祉保健課 課長
水江 孝之	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会 理事（※第5回までは堀井 新兵衛 理事）
山野 勝美	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 副会長
山本 廣美	滋賀県手話通訳問題研究会 会長
吉田久美子	特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会滋賀支部 支部長

※順不同・敬称略

II 検討の結果

1. 条例の必要性

障害のある人のコミュニケーション手段が多様であることや、障害の特性が個人によって様々であることへの理解が進んでいないこと等から、全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図るため、情報コミュニケーションに関する条例が必要である。

それに加えて、手話言語については、障害者権利条約等で手話が言語とされたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることへの理解が進んでいないこと等から、手話が言語として保障され、であることの普及、手話の認知・普及施策の総合的な推進についてそのためには、手話言語条例を策定する必要があるとの意見が出された。

【小委員会での主な意見】

- ① 聴覚障害のある人が乳幼児期から手話言語を獲得するための機会および学校等において手話を学ぶ機会が十分に確保されていない。
- ② 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を習得するための機会が十分に確保されていない。
- ③ 学校・教育において、手話をはじめ障害の特性に応じたコミュニケーション手段を教える取組や指導者の養成の取組が不十分である。
- ④ 障害のある人が、その特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会を十分に確保されていない。
- ⑤ 障害のある人が円滑に意思疎通を行うための周囲の適切な配慮、機器の普及、意思疎通支援者の養成が十分とはいえない。
- ⑥ 障害のある人に対するコミュニケーション支援や配慮において、ICTの利活用に関する理解と普及が進んでいない。
- ⑦ 行政の対応（合理的配慮や情報の提供、職員の対応）が不十分である。
- ⑧ 財政的措置が十分になされていない。
- ⑧⑨ 「滋賀県手話言語条例（仮称）」は、2016年に滋賀県ろうあ協会が知事に制定を求める請願書を提出している。

2. 条例の形

条例のあり方等について、関係団体への聴き取りや先行道府県における事例分析、専門家からの説明を聴く場を設けるなど、慎重に議論を重ねたが、条例の形については、手話言語と情報コミュニケーションを一体的に条例化するべきという意見（以下「一体型」という。）と、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を別立てで制定するべきという意見（以下「別立型」という。）に分かれている。

第5回小委員会において、各委員から条例の形についての意見を出した結果、委員15名（委員長を除く）のうち、一体型が10名、別立型が5名であり、各委員が小委員会の場で意見を説明し、意見交換を行ってきたが、小委員会としての意見をどちらかに一本化することは難しく、一体型と別立型の意見をそれぞれにまとめることとした。

それぞれの主な意見は以下のとおり。

(1) 一体型の意見

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の理念や誰一人取り残さないという姿勢を示す意味から一体型が望ましく、言語を持たない重度の障害者を含めて、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段が認められるべきであり、手話に特化した条例とするべきでない。互いの障害についての理解を深め、全ての障害を含めた条例の方がより県民にも普及でき、総合的に施策を推進することができる。

障害者権利条約において、言語は意思疎通の手段の一つに定義されていることから、情報コミュニケーション条例に手話言語を含めることができる。また、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されていることから、手話に特化した条例とした場合、手話以外のその他の言語をどう扱うかという問題が生じる。

手話を別立てとする理由として、手話が排除されてきた歴史が挙げられているが、就学免除により知的障害児が学校教育から排除されてきたことなど、手話だけでなく、他の障害者にもそれぞれに偏見や差別を受けてきた経験がある。

(2) 別立型の意見

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話施策の推進に必要な基本的事項を定めるため、手話言語条例を制定し、聞こえない子どもが安心して生活言語を獲得する環境を作る必要がある。一体化すると薄まってしまい、手話言語の普及が広がっていかない。

言語権の確立とコミュニケーション支援を同列に置くことはできない。日本社会では日本語（音声言語）が前提の保障となりがちであるが、手話言語を使うろう児・者には言語権の平等という前提が成り立たない。

手話は長い間排除されてきた歴史があり、手話を正しく認知し、ろう者への差別、偏見を繰り返さないためにも手話言語条例が必要。

【条例の形についての主な意見】

(1) 第5回小委員会での意見 ※詳細は参考資料3参照

① 一体型（10名／15名）

- 「共生社会づくり条例」の理念や誰一人取り残さないという姿勢を示す意味から一体型が望ましい。
- 重度の知的障害者など言語を持たない方も含めて、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段が認められるべきであり、手話に特化した条例とするべきでない。
- 互いの障害についての理解を深め、全ての障害を網羅した条例とした方が、より県民にも普及できるのではないか。
- 障害者権利条約で言語は意思疎通の手段の一つに定義されており、情報コミュニケーション条例に手話言語を含めることができる。
- 障害者権利条約では、『「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』と定義されており、手話以外のその他の言語をどう扱うか。
- 手話だけでなく、他の障害にもそれぞれに偏見や差別を受けてきた経験がある。
- 県内の市町で条例制定に向けた動きとなった場合、一体化した条例である方がスピード感を持って推進しやすい。

② 別立型（5名／15名）

- 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話施策の推進に必要な基本的事項を定めるために、手話言語条例が必要。
- 聞こえない子どもが、安心して生活言語を獲得する環境を作る必要がある。
- 一体化すると手話言語の普及が広まらないのではないか。
- 言語権の確立（人権確立）の問題とコミュニケーション支援（福祉施策）の問題を同列に置くことはできない。
- 日本社会では日本語（音声言語）が前提の保障、中心的手段となって整備されていきがちだが、手話言語を使うろう児・者には言語権の平等という前提が成り立たない。
- 手話は長い間排除されてきた歴史があり、手話を正しく認知し、ろう者への差別、偏見を繰り返さないためにも手話言語条例が必要。
- 発達障害関係者の立場からすれば、情報コミュニケーション条例が単独の方が分かりやすい。

③ 付帯意見

- 一体型でも、ろう者の思いを尊重し、手話は言語であることを明言し、別の章立てとするほか、条例の名称に手話言語を入れるなど、最大限配慮すべき。
- 条例の形よりも条例が県の政策に反映され、県民の間に幅広く浸透されることが重要。

(2) その他、小委員会および各団体への聴き取り時の意見

① 一体型

- 意思疎通手段には様々なものがあり、全てのものを含めた形での条例が望ましい。
- 手話だけを別の条例にしてしまうと、そこに裂け目のようなものができてしまうように思う。障害の種別でバラバラになるのではなく、他の障害のことも理解して、大きな括りで考えていく方がよい。
- 基本は「コミュニケーションについて障害者や健常者が共に手を取り合おう」という趣旨であり、条例を意思疎通手段で分ける必要はない。それぞれの意思疎通手段は同じ立場であると思う。
- まず総論として情報コミュニケーション条例を作り、章を分けて、各論として手話言語を記載してはどうか。受け取る側としても理解しやすく、同じ条例の中の独立した章を一般に「手話言語条例」として広めることも可能だと思う。
- 手話言語条例を制定している他の自治体で、手話以外の意思疎通手段への施策が進んでいないことがあったため、一体化した条例により総合的に施策を進めてほしい。
- 手話言語条例の場合、「聴覚障害は手話があればよい」とならないか。手話に加えて要約筆記や口話、ゆっくり話すことなど、その人によって違うということも含めて考える必要がある。
- 手話は手話で条例をつくることになると、他にも多くの条例が必要になる。
- 一体型の条例としたうえで、2, 3年の期間を区切って見直しを行い、その際に手話言語条例が別で必要となれば、委員会を設けて議論してはどうか。

② 別立型

- 口話教育で手話を禁止されてきた歴史がある滋賀だからこそ、手話言語条例が必要。
- 言語として「手話言語」の獲得ができなければ、コミュニケーションの選択ができなくなる懸念がある。
- 言語には伝えることと思考・意思制御の役割があり、音声言語でも手話で

も、言語自体を獲得していないと思考ができず、コミュニケーションそのものが成立しない。

- 言語に手話を含むということは、手話以外の言語はないということであり、障害者権利条約は定義で「言語」と「意思疎通」を分離していることから、他の障害者の使用する言語はその国の音声言語である。
- 言語を獲得する環境をつくるため、聾話学校などへのバックアップが必要。
- 一体化してしまうと、条例そのものが薄くなってしまい、何を訴えているかわからなくなってしまふ。
- 情報コミュニケーション条例には賛成するが、手話言語条例については、別に委員会を設置して協議をしていただきたい。
- 条例名に手話言語が入ると、手話言語のイメージが強くなり、実際の内容と異なってくる。
- 2016年に滋賀県ろうあ協会を中心に署名活動を行い、「滋賀県手話言語条例（仮称）」の制定に向けて、14,275筆の請願書を知事に提出し、早急な制定を求めている。

③ その他

- 点字もとても大事であり、条例をそれぞれにつくってほしいと思っている。

3. 条例に盛り込むべき内容

条例に盛り込むべき内容について議論するにあたり、まず、先行道府県の条例に記載されている主な内容について分析し、目的や基本理念、県の責務など条例の項目ごとに記載されている主な事項を整理した。

整理した内容に基づき、各委員が追加・修正すべき内容について意見交換を行い、小委員会での追加意見を含めて項目ごとに整理した。

(1) 前文

先行県では条例の前文として、主に手話が独自の言語体系を有する言語であることやろう者が受け継いできた文化的所産であることの明文化およびその普及、共生社会づくり条例の推進、障害の特性に応じた意思疎通手段の選択と利用等について記載されているが、小委員会での追加意見として、ピクトグラムなど確立していない非音声言語もあることや知的障害児の就学免除など障害者がその特性を無視して社会の多数に合わせさせられてきたことによる権利侵害があったこと教育を受ける権利を奪われてきた歴史的背景、自ら意思決定できることの重要性についての意見があった。

(2) 目的

先行県では条例の目的について、主に全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進、手話が言語であることの普及と施策の総合的な推進等を規定しているが、小委員会での追加意見として、その他の非音声言語の普及と総合的な施策の推進、情報アクセシビリティおよびコミュニケーションを保障する施策に関し基本理念を定めることについての意見があった。

(3) 定義

先行県では条例における定義について、主に意思疎通手段を「手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段（障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。）」と定義されているが、小委員会での追加意見として、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段や言語の種類をできるだけ細かく明文化することや重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器の追加、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）」ではなく、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その他心身の機能の障害」と標記して欲しいとの意見があった。

(4) 基本理念

基本理念に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保や利用機会の拡大、手話は独自の言語体系を有する言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であること等を規定しているが、小委員会での追加意見として、いつでもどこでも誰とでも自由にコミュニケーションができる環境づくりやいつでもどこでもだれでも手話が使え環境の整備、様々なコミュニケーション手段に配慮した情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障、障害者の意思決定を尊重し個人としてその尊厳を重んじること、意思決定を尊重するにあたっては本人の意思表示を含めて保障されること、書籍や印刷物に対する読書権とインターネット上の情報や放送メディアへのアクセス権についての意見があった。

(5) 県の責務

県の責務に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段への総合的な施策の実施や言語としての手話の普及等に係る総合的な施策の実施等について規定しているが、小委員会での追加意見として、手話だけでなくその他の非音声言語の普及や意思決定支援の促進、情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障に係る実態把握と公表の他、公的機関が機器等の調達を行う場合は全ての人を使いやすい仕様のものであること、条例の内容が適切に対応されず差別状態にあるときは「滋賀県障害者差別のない共生社会条例」の差別解消プロセスによって対応されることについての意見があった。

(6) 計画等の策定・推進等

計画等の策定・推進等に係る条文を置く先行県では、主に施策の総合的かつ計画的な推進等について規定しているが、小委員会での追加意見として、進捗を確認する協議会の設置や具体的な施策の意見を別に計画で取りまとめることについての意見があった。

(7) 普及・啓発

普及・啓発に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めるための啓発や言語としての手話の普及に対する理解を図るための啓発等を県に求めているが、小委員会での追加意見として、様々なコミュニケーション手段について必要な人のみならず障害のない人も理解できる仕組みづくりや障害当事者や支援者・関係者、市町村等との積極的な連携、手話以外のその他の

非音声言語も言語であることの普及・啓発等についての意見があった。

(8) 手話等を学ぶ機会の確保

手話等を学ぶ機会の確保に係る条文を置く先行県では、主に県民が障害の特性に応じた意思疎通手段を学ぶ機会の確保や県の職員が特性に応じた意思疎通手段を学習する取組等について県に求めているが、小委員会での追加意見として、学校だけでなく家庭でも手話を用いてコミュニケーションができるように学べる環境の整備や成人聴覚障害者が手話を獲得する場の保障についての意見があった。

(9) 学校における県の取組

学校における県の取組に係る条文を置く先行県では、主に基本理念・意思疎通手段に対する理解の促進に係る学校設置者への支援について規定しているが、これについて特に小委員会での追加意見はなかった。

(10) 学校設置者等の役割

学校設置者等の役割に係る条文を置く先行県では、主に児童が必要な意思疎通手段で学習できる環境の整備や聴覚障害者が手話を習得し手話で学習することができる教育環境の整備、保護者からの意思疎通手段の利用に関する相談、教職員の知識・技術向上に必要な措置について規定しているが、小委員会での追加意見として、学習環境の整備については、聴覚障害のある子どもへの保有聴力を生かしたシステムなどの情報提供や視覚障害児童の点字を学習する機会の保障、盲ろう者のための学習する場の確保、知的障害児への学校での意思疎通手段に係る教育の保障に加えて、様々なコミュニケーション手段がより活用されるようにインクルーシブになっていくことについての意見があった。

また、手話を習得し手話で学習する教育環境の整備については、アイデンティティ確立のために手話言語を獲得する支援や手話で指導できる教育の養成・確保についての意見があった。

また、保護者からの相談については、保護者が手話を獲得できるように専門機関等と連携することや必要な配慮を自ら説明できるような支援や保護者へのサポートと情報提供等についての意見があった。

(11) 意思疎通支援者の養成・確保

意思疎通支援者の養成・確保に係る条文を置く先行県では、主に手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう通訳・介助者等の養成・確保について県に求めているが、小委員会での追加意見として、事業所や学校での取組の支援や高齢化の進んでいる意思疎通支援者の計画的な養成・確保についての意見があった。

(12) 意思疎通支援者の派遣・相談

意思疎通支援者の派遣・相談に係る条文を置く先行県では、主に手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の派遣や相談支援体制の整備について県に求めているが、小委員会での追加意見として、病院や公的機関等への手話通訳者の設置についての意見があった。

(13) 情報発信等

情報発信等に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した情報発信を県に求めているが、小委員会での追加意見として、情報アクセシビリティの保障や情報発信だけでなく障害者が確実に受け取れるよう保障すること、が必要盲ろう者は情報を取入れることが非常に困難で特に外出時や緊急時に困ることがあるとの意見があった。

(14) 災害時等の対応

災害時等の対応に係る条文を置く先行県では、主に災害時等における障害の特性に応じた意思疎通手段による県に求めているが、小委員会での追加意見として、後述の(20)市町との連携とも関連するが、災害時の市町との連携が必要との意見があった。

(15) 事業者への支援

事業者への支援に係る条文を置く先行県では、主に県の支援策として、事業者の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮や利用促進に関する活動への支援等を県に求めているが、これについて特に小委員会での追加意見はなかった。

(16) 調査研究

調査研究に係る条文を置く先行県では、主に施策の策定・実施に必要な情報の収集や手話言語の普及や障害の特性に応じた意思疎通手段の発展に資する調査研究の推進等を県に求めているが、小委員会での追加意見として、ピクトグラムなど確立していない非音声言語の普及・調査研究の推進についても必要とする意見があった。

(17) 県民等の役割

県民等の役割に係る条文を置く先行県では、主に条例の目的・基本理念に対する理解の促進や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に係る施策への協力、言

語としての手話の普及の施策への協力などを県民等の役割として求めているが、小委員会での追加意見として、意思決定支援やどんなに障害が重くても取り残さないという理念、多様なコミュニケーションがあることの周知、障害者差別解消相談員や地域アドボケートの活動に協力することについての意見があった。

(18) 障害当事者・支援者等の役割

障害当事者・支援者等の役割に係る条文を置く先行県では、主に施策への協力と理解の促進や障害の特性に応じた意思疎通手段選択の普及啓発等を障害当事者・支援者等の役割として求めているが、これについて特に小委員会での追加意見はなかった。

(19) 事業者の役割

事業者との役割に係る条文を置く先行県では、主に施策への協力と理解の促進や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮や利用促進等を事業者の役割として求めているが、小委員会での追加意見として、県は事業者でもあるため、事業者の役割を率先して担っていく意識が必要との意見があった。

(20) 市町との連携

市町との連携に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進および基本理念に対する県民の理解の促進に係る市町との連携や市町が基本的施策を策定・実施する際の情報の提供などの協力を行うことと規定しているが、小委員会での追加意見として、市町その他関係機関との連携を十分に図っていくことや市町の求めに応じて助言や必要な支援を行うことについての意見があった。

(21) 財政上の措置

財政上の措置に係る条文を置く先行県では、主に施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めると規定しているが、小委員会での追加意見として、合理的配慮の提供にかかる公的助成や財政上の措置を「講ずるよう努める」ではなく、講ずるという文言が必要との意見があった。

(22) その他の意見

① 分かりやすい条例

「条例名」や「条例文の分かりやすさ」も内容と同じくらい大切で、片仮名言葉や難しい言葉には、意味が伝わるような工夫が必要であり、イラストなど

も入ったわかりやすい言葉を使った概要版を併せてつくる。

② 条例に盛り込む内容

基本的に理念条例になると思うので、条例には具体的なことを書かずに大きな枠として、各市町や団体が施策や計画を条例に関連づけて実行できるようなものがよい。

条例に盛り込むべき内容についての意見まとめ

他道府県の条例における主な記載事項		小委員会での追加意見
1 前文	手話は独自の言語体系を有する言語であること(障害者権利条約、障害者基本法)	手話の言語としての意義を明文化 手話、その他の形態の非音声言語も言語であり、ピクトグラムなど確立していない非音声言語もあること
	手話はろう者が受け継いできた(文化的所産である)こと	
	手話の使用に対する制約、歴史的背景	知的障害児の就学免除など教育を受ける権利を奪われてきた歴史的背景 障害者がその特性を無視して、社会の多数に合わせさせられてきたことによる権利侵害があったことを認める。その上で、特性に応じたコミュニケーション手段を生まれてからずっと探っていく必要がある。
	手話が言語であることの普及	
	障害者差別解消法や共生社会づくり条例	
	障害の特性に応じた意思疎通手段の選択、利用	
	災害時の安全確保	
		どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり自ら意思決定できることが重要
2 目的	全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現	
	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進	
	手話が言語であることの普及、手話の普及施策の総合的な推進	その他の非音声言語も言語であることの普及・総合的施策の推進
		意思決定支援の3原則の普及(自己決定の尊重とわかりやすい情報提供、不合理と思われても他者の権利を侵害しないのであれば尊重する、本人の自己決定や意思確認がどうしても難しければ関係者が集まり意思を推定する)
	情報アクセシビリティおよびコミュニケーションを保障する施策に関し基本理念を定める	
3 定義	手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段(障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。)	障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を細かく明文化 重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ(スマートフォン、タブレット等を含む)等の情報機器
		豊かなコミュニケーション手段を認め、多様な言語手段を活用できる滋賀県にするため、ここでいう「言語」の種類をできるだけ列挙しておく必要がある。
		「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」ではなく、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害」と表記して欲しい
		難病等で心身の機能に障がいがある方も併記して、「難病その他の心身の機能に障害がある者」とした方が良い。
		手話をろう者だけでなく、県民全体のためのものであると広く定義したい
4 基本理念	障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保、利用の機会の拡大等	いつでもどこでも誰とでも自由にコミュニケーションができる環境づくり いつでもどこでもだれでも手話ができる環境を整備する 盲ろう者の中でもコミュニケーション方法が異なり、それぞれに合わせて考えてほしい 言語をもたない重い障害のある方もおられ、言葉のない人には、マカトンなどいろいろなコミュニケーションがある
	手話は独自の言語体系を有する言語であること	
	手話はろう者が受け継いできた文化的所産であること	
		情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障
		どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり、自ら意思決定できること
		障害者の意思決定を尊重するにあたっては、本人の意思表示を含めて保障される必要がある。
		障害者の人権を尊重し、個人としてその尊厳を重んじること 支援者ではなく、本人に対して説明と意思確認すること
		書籍や印刷物に対する障害者の読書権、インターネット上のコンテンツやアプリに対するアクセス権、放送メディアに対するアクセス権の確保

他道府県の条例における主な記載事項		小委員会での追加意見	
5	県の責務	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する総合的な施策の実施	
		言語としての手話の普及等に係る総合的な施策の実施	言語としてのその他の形態の非音声言語の普及等に係る施策の実施
			意思決定支援の促進に関する総合的な施策の推進
			情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障に係る実態把握と公表
			公的機関が機器等の調達を行う場合は、ハードウェアおよびソフトウェア、コンテンツに至るまで、 <u>全ての人が使いやすい仕様のもの</u> とすること
		条例の内容が適切に対応されず、差別状態である場合は、「滋賀県障害者差別のない共生社会条例」の差別解消解決プロセスによって、対応され解決することを明記する。	
6	計画等の策定・推進等	施策の総合的かつ計画的な推進	実効性のあるものにするため、 <u>進捗を確認する協議会を設置する</u>
			具体的な施策の意見は別に計画で上げていただくようにしていただきたい
7	普及・啓発	障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めるための啓発等	<u>様々なコミュニケーション手段について、必要な人のみならず障害のない人も理解できる仕組みを作っていくこと。</u>
		言語としての手話の普及に対する理解を図るための啓発等	障害当事者や支援者・関係者、市町村等との積極的な連携
			その他の非音声言語も言語であることの普及・啓発等
		意思決定支援の3原則に対する理解のための啓発等	
8	手話等を学ぶ機会の確保	県民が障害の特性に応じた意思疎通手段を学ぶ機会の確保	学校だけではなく、家庭の中、家族間でも手話を用いてコミュニケーションができるように学べる環境の整備
		職員が障害の特性に応じた意思疎通手段を学習する取組等	成人聴覚障害者が、手話を獲得する場を保障する
9	学校における県の取組	基本理念・意思疎通手段に対する理解の促進(学校設置者への支援)	
10	学校設置者等の役割	児童が必要な意思疎通手段で学習できる環境の整備	聴覚障害のある子どもへの情報保障を初めから手話ではなく、保有聴力を生かしたシステムなどの情報提供が必要
			視覚障害児童の点字を学習する機会の保障
			<u>盲ろう者のための学習する場、機会があればよい。学ぶための環境の整備とそれぞれに適応した場所が必要。</u>
			知的障害児への学校での意思疎通手段に係る教育の保障
			児童が自ら意思決定できる機会の確保・環境の整備
		その他の非音声言語を必要とする児童への学習機会の確保	
		<u>様々なコミュニケーション手段がより活用されるよう、学校教育および社会教育は、原則、インクルーシブになっていくように働きかけていくこと。</u>	
		聴覚障害者が手話を習得し、手話で学習することができる教育環境の整備	アイデンティティ確立のために手話言語を獲得する支援
		手話を必要とする児童への手話言語の普及のための学習機会の提供	手話で指導できる教員の養成、確保
		児童の保護者からの障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する相談	幼児および保護者が手話を獲得できるように専門機関等と連携
			必要な配慮を自ら説明できるような支援や保護者へのサポートと情報提供
		教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識・技術向上に必要な措置	教職員の点字に関する知識・技術向上に必要な措置
11	意思疎通支援者の養成・確保	手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう通訳・介助者等の養成、確保	
			支援者の養成や確保について、事業所や学校の取組を支援する
			高齢化の進んでいる意思疎通支援者の計画的な養成・確保
12	意思疎通支援者の派遣・相談	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の派遣や相談支援体制の整備	病院や公的機関等への手話通訳者の設置
13	情報発信等	障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した情報発信	情報アクセシビリティの保障
			情報を発信するだけでなく、障害者が確実に受け取れるよう保障してもらいたい
			盲ろう者は普段パソコン等で情報を得ているが、外出時に情報が得られず、緊急時には困ることがある
14	災害時等の対応	災害時等における障害の特性に応じた意思疎通手段による支援	災害時の市町との連携
15	事業者への支援	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮	
		障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する活動	

他道府県の条例における主な記載事項		小委員会での追加意見	
16	調査研究	施策の策定・実施に必要な情報の収集	
		手話言語の普及や障害の特性に応じた意思疎通手段の発展に資する調査研究の推進	意思決定支援の調査研究の推進やピクトグラムなど確立していない非音声言語の普及・調査研究の推進
17	県民等の役割	条例の目的・基本理念に対する理解の促進	意思決定支援の視点、どんなに障害が重くても取り残さないという理念
		障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に係る施策への協力	多様なコミュニケーションがあることを周知
		言語としての手話の普及の施策への協力	言語としてのその他の形態の非音声言語の普及等に係る施策への協力 手話だけでなく、その他の非音声言語も盛り込んで頂きたい
			障害者差別解消相談員や地域アドボケートの活動に協力すること
18	障害当事者・支援者等の役割	施策への協力と理解の促進	
		障害の特性に応じた意思疎通手段選択の普及啓発	
19	事業者の役割	施策への協力と理解の促進	県は事業者でもあるため、事業者の役割を率先して担っていく意識が必要
		障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮や利用促進	
20	市町との連携	障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進および基本理念に対する県民の理解の促進に係る市町との連携	市町その他関係機関との連携を十分に図っていく
			(再掲)普及・啓発にかかる市町村等との積極的な連携
		市町が基本的施策を策定、実施しようとするとき、情報の提供、助言その他の必要な協力を行う	「市町への支援」として、「市町の求めに応じ、助言や必要な支援を行う」という内容を盛り込んでほしい
			(再掲)災害時の市町との連携
21	財政上の措置	施策を推進するため必要な財政上の措置	合理的配慮の提供にかかる公的助成について記載 財政上の措置を「講ずるよう努める」ではなく、「講ずる」という文言が必要

条例全般についての意見

分かりやすい条例	知的障害のある人にもわかりやすい条例
	「条例名」や「条例文の分かりやすさ」も内容と同じくらい大切
	小学校高学年や中学生が読んでも分かる、かたい文章ではなく、わかりやすい文章
	少しイラストなども入れた概要版
	条例はわかりやすい言葉で、わかりやすい言葉を使ったバージョンを併せてつくる
	片仮名言語や難しい言葉には、意味が伝わるような工夫が必要(説明欄を設ける、リーフレット等で説明する等)
条例に盛り込む内容	条例は基本的に理念の条例、理念条例になると思う
	この条例は目の粗いものにして、各市町がいろいろな施策やプランを条例に関連づけて実行できるようなものがいい
	要望は施策としてプランの中で実行し、プランの見直しのときに意見を述べるような形で、しっかりと進めていきたい
	条例には具体的なことを書かず、大きな枠で基本的なポイントを押さえて、それを各団体に広げるといいのではないか

施策への意見

知的障害者が相談しやすいところを作ってほしい
コロナ禍で集まらない状況でも、盲ろう者がコミュニケーションをとれる方法を考えてほしい
アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実と利用支援の充実
視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等およびこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援
PDFのファイルは読み上げ機能が使えないため、県のHPで発信されているPDFの情報は視覚障害者は得られていない
電子書籍等の利用に必要な情報通信技術を習得することを支援するため、講習会および巡回指導の実施の推進
選挙公報の点字・音声・拡大文字等の提供
障害受容をした上で、いろいろな知識、方法、情報を提供していくプログラムを市町との連携をしながら設けていくとよい

障害者差別解消法の実効性の補完などを
盛り込んだ共生社会づくりを目指すための
条例骨格案 検討報告書
(抜粋)

滋賀県社会福祉審議会

(平成 30 年 5 月)

(21 ページ～22 ページ)

7 手話言語について

ポイント

- ①手話とともに、要約筆記や点字、音訳などの手話以外の障害者の多様なコミュニケーション手段についてどうすべきか。
- ②障害者基本法において手話＝言語であると規定されており、それに加えて、条例において規定する必要がある内容とは、どのようなものがあるか。

【分科会・ワーキングにおける意見概要】

- ⇒手話言語条例を制定することで、手話が日本語と同等の言語であるとの認識のもと、日本語と同様に手話が使え、条件整備、社会環境整備に向けた総合的な社会すべての施策が期待される。
- ⇒手話には使用を禁止されたという歴史がある。言語の中で手話以外に迫害を受けたものはないのではないか。
- ⇒手話の普及促進は大切なことだが、点字、要約筆記などの他のコミュニケーション手段にも配慮し、一緒に必要性を位置づけていくことが重要ではないか。
- ⇒手話が大事なものだという前提で、手話と同様にそれ以外の要約筆記や指点字など様々な意思疎通手段も大事であり、その中から手話だけを取り出して条例にすることは難しいのではないか。単独でということであれば議員提案の方がなじむのではないか。
- ⇒障害者基本計画でも情報コミュニケーションを大きく進めていこうという流れなので、「情報・コミュニケーション条例」であればみなさん参加しやすいのではないか。
- ⇒明石市のような手話と情報コミュニケーションとのセット条例を作ることは、対象が全く異なるのではないか。
- ⇒手話言語条例を制定する意義は、主に6点に整理できる。①いつでもどこでも手話による情報を入手できる環境の整備への期待、②その環境整備により、(手話の)言語力の向上を図り、社会参加の促進、自立した豊かな社会生活の実現、③市民が手話言語で学習することで、関心を高め、市民の言語力・コミュニケーション力の向上が期待、④手話言語通訳の質的向上に寄与、⑤地域の手話言語文化の発展に貢献、⑥地域の特性に応じた施策(災害対策、観光、ICTなど)ができる。
- ⇒手話言語条例を作ることによって、新たに置き去りにされる人がでてくるのではないか。手話言語についても共生社会の条例の中に入れての方が一般の人にも受け入れてもらえるのではないか。
- ⇒「物を言える人はいい」とか「言語にならないから別の条例が必要だ」と言うならば、生まれて一歩も歩くという経験がない人は歩く便利さやしんどさは分からないが、その人の苦悩は他の人には解らない。しかし、今はそんなにバラバラに言っている時ではなく、手話言語もこの条例と一緒にまとめて、一緒に根底から考えてほしい。そうでないと、障害者差別解消法の実効性を補完するということにならない。
- ⇒共生社会の条例に手話言語を入れると養成や普及にとどまってしまう。分野横断的な施策のためには別に手話言語条例が必要ではないか。

- ⇒手話言語条例ができたことによって家族や親族の絆が強まったという実例がある。生きづらさも障害の問題も手話言語とは目線が違うのではないか。
- ⇒手話の言語性を骨格に含めないのであれば、手話言語条例等についての方向性を位置付けた答申にする必要がある。
- ⇒手話言語については、骨格に含めず別条例として検討するというものを法律の付則のような形で明記してはどうか。県の執行部側も議会においても全県的な議論を早急にすべきだということ呼びかける内容にすべきではないか。
- ⇒この条例において「聴覚に障害を持つ人は、学業、社会性の発達を最大にする環境としての手話集団の中で手話を習得し、教育を受ける権利を有する」ということは明確に規定することと、今後の進め方も検討してほしい。

◆議論を踏まえた考え方

- ①聞こえる人、聞こえない人にとっても手話はコミュニケーションを図るための大切な言語、手段であり、手話を県民に広げ、聴覚に障害のある人が、不自由なくコミュニケーションできる環境を整えることは重要である。
- ②手話の言語性に対する認識を県民に広めるために、基本理念に手話の言語性について規定する。
- ③手話言語の普及や、情報の取得・意思疎通に必要な支援の実施等について、共生社会の実現に向けた施策において規定する。
- ④この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる。

滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属等	社会福祉 審議会 臨時委員
いしの ふじきぶろう 石野 富志三郎	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 常務理事	○
おかもと ゆみ 岡本 由美	一般社団法人 滋賀経済産業協会	○
おのうえ こうじ 尾上 浩二	NPO法人DPI日本会議 副議長(内閣府 障害者施策アドバイザー)	○
おの ゆきひろ 小野 幸弘	Co Creation LLC 代表(きょうされん滋賀支部理事長)	○
かきみ せつこ 垣見 節子	滋賀自立生活センター 代表	○
かねこ ひであき 金子 秀明	社会福祉法人さわらび福祉会 常務理事	○
きたの せいいち 北野 誠一	NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長(滋賀県障害者施策推進協議会 会長)	○
きたおか けんこう 北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長	
みやま みちこ 崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長(障害者の滋賀の共同行動実行委員会 実行委員長)	
さの たけかず 佐野 武和	社会福祉法人ぽてとファーム事業団 代表理事	○
しげもり えつこ 重森 恵津子	滋賀県立野洲養護学校 校長	○
すみ のりひこ 鷺見 徳彦	大津市 副市長	○
たけした いくお 竹下 育男	せせらぎ法律事務所 弁護士	○
つつい こ 筒井 のり子	龍谷大学社会学部現代福祉学科 教授	○
わたなべ みつはる 渡邊 光春	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長	
15名		

様々なコミュニケーション手段に関する聴き取り結果概要

1. 実施時期

平成30年（2018年）12月から平成31年（2019年）1月

2. 聴き取り先団体（12団体）※順不同

一般社団法人滋賀県ろうあ協会

滋賀県手話通訳問題研究会

一般社団法人日本手話通訳士協会滋賀県支部

滋賀中途失聴難聴者協会

特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会滋賀支部

社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会

特定非営利活動法人しが盲ろう者友の会

公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会

公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 本人の会なかよし会

特定非営利活動法人JDDnet 滋賀

一般社団法人日本ALS協会 滋賀県支部

滋賀県言語聴覚士会

3. 聴き取りの主な内容

情報の取得・伝達・意思疎通等に関して

- A) 現状について（どのようにコミュニケーションを行っているか）
- B) 日常生活、社会生活および社会参加における困難等について
- C) 手話言語やコミュニケーション手段に関する理解と普及における課題について（言語としての手話の認識の普及、手話言語を獲得・習得する機会の確保に関することを含む）
- D) 今後必要な取組について ほか

4. 聴き取りの結果（次ページ以降に記載）

A) 現状について（どのようにコミュニケーションを行っているか）

（聴覚に障害がある場合）

1. 手話を使っている。筆談には限界がある。
2. 補聴器が第一で、補聴器を外せばほぼ聞こえない。多少、口の動きを見て読むが、補聴器は必要不可欠。騒がしいところでは、音として聞くことはできるが、言葉として判別ができないため筆談や要約筆記に頼る。最近では補聴器以外にも関連補聴支援機器というものがあり、FM電波で補聴器にマイクで音を拾ったりする。
3. 20歳代後半で難聴協会に加入し手話を少しずつ習得したが、言葉が聞こえないと手話も学びにくい。コミュニケーションは補聴器や磁気ループ等の音に頼りつつ、要約筆記を使っている。補聴器、磁気ループ、要約筆記、手話などを組み合わせている。
4. 若い人は、スマホでテレビ電話を使い、手話や口話を交えて話すなどして聴覚障害を補っている。

（視覚に障害がある場合）

5. 盲学校で点字を習得。盲学校では点字の読み書きが必修だった。読み書きは点字や音声を使用。
6. 「ブレイルメモ」という機器を使うとテキスト等のデータをすぐに点字に変換できるが、高価であり、県内で使いこなせる人は2人から3人。市町によって日常生活用具給付対象となっているかどうかの違いがある。
7. スマートフォンのボイスオーバーや音声パソコンなど、音声で説明してくれる機器を使っている人は多い。
8. 中途失明であるため点字はあまり読めない。メインは音声。文書はスキャナで読んだり、音声パソコンを利用したりしている。文書はスキャナをかけて音声データに変換。手書きの文書や表形式の内容は音声変換ができない。
9. 弱視のためiPad（アイパッド）を活用。背景や文字の色、字の大きさを見やすく変えることができる。

（視覚と聴覚に障害がある場合）

10. 人と関わるときや情報を受けるときには触手話を使い、自分から発言するときには手話や手書きで行う。相手からの発言は自分の手のひらに書いてもらう。
11. 団体や市役所との連絡にはファックスやメールを使い、通訳者に電話してもらうこともある。
12. 以前は近所の人と筆談等でやり取りをしていたが、最近では隣に住んでいる息子にすべて任せている。
13. 人工内耳を使っており、テレビやラジオのニュースは耳と字幕で情報を得ている。大きい画面のすぐ近く的位置に行けば見える。人工内耳は静かなところで

聞くのが基本であり、騒がしいところでは聞き取りにくいいため、補助的に手話を使うこともある。相手が手話を使えないと、空書きをするか、自分の手の平に書いてもらう。

(知的障害がある場合)

14. 重度の知的障害と自閉症の場合、言葉を発することがないが、学校教育でひらがな、カタカナと簡単な漢字を学習しており、日常のちょっとしたやりとりを筆談で行っている。
15. TEACCH（ティーチ）の手法により視覚で理解しやすい方法もあり、生活の流れを写真で示すこともある。
16. 具体物があると会話の内容が分かりやすいが、口頭での話だけではわかりにくい。

(発達障害がある場合)

17. 特に視覚優位の場合、コミュニケーションボードなどイラストを使ったものが有効で、自閉症協会では利用者が多い。
18. 一日の予定表を表したカードを示すことで見通しを立てやすい。
19. 発達障害のある人については、交通関係では国交省のコミュニケーションハンドブック、航空会社が作成している「空 Passbook」（ソラパスブック）などがあり、和歌山県ではコンビニエンスストア等に「コミュニケーションボード」を設置しているほか、アプリなどサポートする手段が提供されている。

(神経難病の場合)

20. その時の状態（言葉を発する筋肉の麻痺が進行、スイッチの使用ができるかどうか、人工呼吸器を使う段階など）によってコミュニケーション手段が変わる。
21. コミュニケーション手段には、デジタル機器（スイッチで操作・視線入力等）、アナログ道具（文字盤・筆談等）がある。

(失語症の場合)

22. 軽度の場合、言葉でのコミュニケーションがある程度は可能。特定の言葉が出なくても「迂回言葉」といって遠回しに表現（例えば、みかんが欲しいがみかんという言葉が出ない時には、「オレンジ色の」「食べるもの」など）して、相手に伝えることができる。
23. 中度から重度になると、自身で言葉を使うことができなくなってくるが、絵や写真、ジェスチャーを使って意思表示を行う。高齢で認知面も衰えて失語症になると、言葉や絵を使ってのコミュニケーションも難しい。

B) 日常生活、社会生活および社会参加における困難等について

(全般)

1. 相手が手話を知らない場合、コミュニケーションが取れない。筆談で通じると思われている。新聞やテレビニュースの字幕で文字だけを見ている、良いニュースか悪いニュースかわからない。手話で説明されてはじめて内容がわかり、知識を深めることができる。
2. 聞こえない子どもは、学校の授業で手話を教えてもらうことはない。県立聾話学校では、発音の勉強の時間が多く、普通の授業の時間が少ないため、学習面で遅れが出ることもあり、知識の差につながっている。手話も日本語も中途半端になっているため、言葉が通じないストレスから退職したり、転職を繰り返すということがある。
3. 企業では、機密が外にもれないようにすることを理由に、社員のための手話通訳を認めないこともある。
4. 最近の家電は、音で出来上がりなどを伝えたり、ボタンを押すと音声で説明が流れたりするが、自分には聞こえない。
5. 点字はひらがなしかないため、漢字を知らないと意味がわかりにくい。
6. 視覚と聴覚の両方に障害があり、講演会など相手の話のスピードが速いと通訳が遅れてしまう。
7. 視覚と聴覚の両方に障害があり、近所で水道工事があったとき、一時断水になるというお知らせが自分には伝わらなかった。自分の家の水道が壊れたのかわからず、情報がほしかった。
8. 知的障害のある人の場合、大きな声、早口で話されると怒られていると感じる場合がある。一つのことを始めると他のことを忘れてたり、二つのことを依頼されてパニックになってしまう人もいる。
9. 発達障害のある人は、会話が難しいということが理解されにくい。コミュニケーションの方法を限定されるとしんどい場合や、情報が入りすぎて困ることもある。分からなければ人に聞くということが出来るが、個人差があり、それができない人は困っている。困っているからこうしてほしい、ということが本人から出にくいため、周りの関わり方が難しい。
10. 学習障害の人の中には左右がわかりにくいという人もいる。ADHDの場合、約束で決めたことをメモに書いても、メモしたことを忘れる。
11. 神経難病の場合、外出時や災害時にはデジタル機器が使えない場合があるので、アナログ道具の習得が必要。電源の確保も重要。
12. 失語症の人の場合、自分の思いを相手に伝えることにストレスを感じ、引きこもりがちになる方は多い。周りからの理解がなく、コミュニケーションが取れずにイライラし、時には他害等をしてしまう人もいる。
13. 障害のある本人に聞かず、家族や支援者とやりとりされる。

(買い物・病院・選挙・各種手続等)

14. 視覚障害のある人は買い物が困難。ヘルパーと一緒にいくか店のサービスカウ

ンターで説明し、店の人に買い物に付き添ってもらう。商品に触って確認するわけにもいかず、値段や賞味期限がわからない。商品を比べて自分が選んで買いたい物が、支援者に遠慮して言いにくい。

15. 視覚障害のある仲間で行く居酒屋は点字メニューがある。居酒屋や外食に行ったときに点字メニューがあればうれしい。最近タッチパネルでの注文が増えているが音声ガイドはなく、視覚障害者が使うのは困難。
16. 聴覚に障害があるため、病院では受付で自分が呼ばれてもわからない。病院のスタッフがマスクを付けていると口の動きを読むことができず、何を言っているかわからない。
17. 体調不良になった時には病院に行きたいが、視覚と聴覚の両方に障害があり、通訳者に来てもらえないときには我慢するしかない。
18. 神経難病の人の場合、入院時には通訳のためのヘルパーを派遣してもらえる制度になっているが、それを知らない病院に断られることがある。
19. 選挙については、事前に連絡をすれば点字版などを準備してくれるが、準備に時間がかかるため投票間際になってから情報が届く。
20. 失語症の人は、投票用紙に記名するために模写の訓練等をすることもできるが、候補者の情報を理解することが難しく、選挙に行っている人はあまりいないと想像する。
21. 視覚障害のある人は、郵便物の取り扱いが困難。開封や代読は信頼できる人にしか頼めない。
22. 視覚障害のある人が自署による記名を求められる場面では、書く場所を確認し、定規を使ったりして書くが、住所は難しい。銀行や保険の手続、パスポートの申請等は代筆が可能となっている。
23. クレジット会社からの電話に親が対応し、「本人は難聴」と伝えても「本人確認が必要であるため、本人が出てください」といわれた。電話を文字化する装置を持っていたのでよかったが、通常は難しい。
24. 警察では、事情聴取の時には手話通訳者が呼ばれず、筆談だけで調書が作られる時があるが、筆談だけでは当事者が理解していないことも多い。特に事故の時等は本人の思いを聞いてもらえないことも多い。

(新聞・テレビ・インターネット等)

25. 県議会のホームページの動画、選挙の政見放送の手話や字幕の対応が不十分。
26. テレビ放送に字幕がついている番組が増えてきたが、国会中継や選挙の番組には字幕がない。
27. テレビニュースや新聞に知らない地名等が出てくると、漢字で表記されていても読めない場合は正しく理解できない。
28. テレビは地震があると速報が流れ、携帯電話は音と振動で緊急の速報が入るようになり、聴覚障害者にとって心強い。
29. 視覚と聴覚の両方に障害がある人は「災害時も家族がいるから問題ない」と言っているが、例えば暴風雨の時でも本人は気づくことができず、マスコミから

の情報も入ってこない状況である。

(自治会・葬式等への参加)

30. 自治会の会議に「手話通訳を付けてほしい」というと、「お金がない」との回答だった。筆談ではどうしても遅れてしまい、発言しようと思っても話は進んでおり、会議に参加できない。今は自治体の手話通訳を依頼している。
31. 聞こえないことで、町内の集会やお葬式等では孤立する。
32. 視覚に障害のある人が自治会の会議に参加する場合、あらかじめ資料をもらえるとスキャンや音声パソコン等で対応して確認することができるが、それができない場合は会議で孤立する。役員が回ってきて、書類の作成や自治会費の集金が困難。自治会等に参加しないと自分のことや障害への配慮がわかってもらえない。

C) 手話言語やコミュニケーション手段に関する理解と普及における課題について

(手話言語について)

1. ろう者は、乳幼児から手話言語の獲得、手話を言語として学ぶ保障が必要。手話言語を獲得し、その後に日本語を覚えるということが必要。ろう者は昔、手話を覚えることも学ぶことを否定されてきた歴史がある。手話に対する理解だけでなく、その歴史もあわせて、ろう者に対する理解を進める必要がある。
2. 手話以外のコミュニケーション手段は音声言語がベースであるが手話は違う。日本語と違うということの理解が必要。
3. 県立聾話学校の指導者の理解が課題。

(手段や対応の普及について)

4. 誰もが高度な手話を覚える必要はなく、挨拶程度の手話が使えようになればよいと思う。
5. 手話を広めるために手話講座を各市町で実施している。講座は夜の時間帯が多いが、若い人がその時間に参加するのは難しい。聞こえない子どもは、手話に興味があるが学ぶ場がない。サークルは夜の開催が多く、子どもの参加が難しい。手話を広げるために地域にサークルを作ったり、手話通訳者を育てたりと活動してきたが、学校で手話を教える人がない。自分たちの活動には限界があり、条例などルールを作る必要がある。
6. 行政職員への手話の普及が必要。
7. 支援者等が啓発活動をして視覚障害を理解してもらうことも必要だが、本人も積極的に参加する必要がある。
8. 昔は自分で難聴を認めることができなかったが、協会に入って前向きになり、自分で通院のときに聞こえにくいことを知らせるカードをつけていくとスー

パーや銀行・駅員など筆談など丁寧な対応やマスクを外してくれる。自分で動くことが大事だと思う。

9. 人工内耳を使っており、自分は盲ろうだと人に伝えると「それだけ見えていたり、聞こえていたら大丈夫」と言われ、盲ろうの障害自体を理解されていないと思う。自分自身は、「耳元で大きくゆっくり話して」など自分から伝える努力をしている。人工内耳は静かな場所で1対1が基本であり、集団だと聞きづらいのでもっと理解してほしい。
10. 補聴器はあくまで静かな場所での対面が基本であるが、それが一般社会に理解されていないため、補聴器・人工内耳をすると難聴者でなくなると周りから思われたり、本人たちもそう思っている場合がある。要約筆記の活用が進むことで理解は進むと思う。
11. UDトーク（ユーディートーク）など便利な面もあるが、ICT（アイシーティー、情報コミュニケーション技術）で要約筆記を置き換えられるかということ、例えば全ての発言をそのまま文字化されるとわかりにくい場合があり、人が要約筆記をする意義がある。ノートテイクの場合、通訳を必要とする人に応じたわかりやすい表現にすることも必要で、人が対応しないと伝わらないこともある。
12. 講演等で要約筆記があると、高齢者から感謝されることもある。文字情報や視覚情報は聴覚障害のある人以外にも有効。
13. 知的障害のある人の場合、理解力が一人ひとり違い、差が大きく、個別性が高い。漢字にルビをふる必要がある人、カタカナにもルビが必要な人など個別対応が必要。そばについて一つひとつ説明をするなど、易しい言葉に置き換えたり、代弁したりすることが必要。様々な方法を取り交ぜ、成長に従って個々にその方法が変わってくるため、対応を統一してできることではないと思う。早口で抽象的な言い方が最もわかりにくく、人間関係ができていない相手でないと思えないということがある。日頃からの付き合いが大切で、手段の前に関係づくりが大切。
14. 発達障害のある子どもに対して、学校現場では様々なツールを授業で使えない。

（通訳者や支援者について）

15. 手話通訳者は減少傾向で、かつ高齢化している。
16. 障害者総合支援法で意思疎通支援が位置づけられてから、自治会で手話通訳者を用意される例も出てきたが、手話通訳者の派遣にお金がかかることはハードルの一つになっていると思われる。
17. 手話通訳者の役割についての理解が不十分。手話通訳者は福祉の範囲になっているが、福祉で全てをカバーするのは困難。教育や就労など福祉以外の場面もあり、手話通訳が必要なのは誰かという視点も必要。
18. 手話通訳者が少ない原因に、身分保障がされていない（社会的地位が低い）ということがある。他の自治体では手話言語条例ができて通訳派遣料が上がった例がある。

19. 行政における手話通訳者が不足している。
20. 滋賀県は盲ろう者支援の歴史が浅く、当事者も触手話ができる状況になっていない。団体が触手話の普及に取り組み始めたが、触手話を読み取り、スムーズな疎通ができるようになるには10年程かかるという認識。
21. コミュニケーション手段の確保は神経難病患者と介護者の生活の質の改善に必要であり、多職種連携で取り組む必要がある。手段に関する情報を医師や保健所にも知ってもらいたい。

(環境の整備について)

22. 県立の新施設への意見を求められたが、設計を見るとスロープ等身体障害への配慮のみで、情報のアクセスへの配慮や手話環境の整備がない状況である。
23. 補聴器を補助するヒアリングループ（磁気誘導ループ）が、県内ではピアザ淡海のホールやびわ湖ホールに最初から備わっている。これから建つ施設にもヒアリングループを内蔵してほしい。一方で、整備されている施設でも職員が使い方を知らない、出力が弱くて聞こえないなど、難聴者への理解がない方が管理しているからそのような状況であると感じている。

D) 今後必要な取組について ほか

(言語やコミュニケーション手段の獲得について)

1. 聞こえない子どもは、第一言語である手話を獲得してから日本語への理解や知識を習得していく必要がある。聞こえない子どもへの手話学習の機会、学校の整備をした後で、聞こえる人たちにも手話を学ぶ場の整備が必要。
2. 聞こえない子どもが手話を獲得する機会を得るために、親、医療、福祉が連携する必要がある。ろう学校の先生が正しく手話を覚えて指導する必要がある。
3. 手話はコミュニケーション手段だけでなく思考の手段。刑事裁判等の通訳に携わる時、黙秘権等について説明をするが、それを本人が生かすことができなければ情報とはいえない。思考を育てるためには言語が土台であり、手話言語の獲得を保障する必要がある。
4. 手話講座は通訳者になることを想定しており、聞こえる人が対象となっている。難聴者も手話を使いたいと思っている人はいる。難聴者が手話を覚えるためには要約筆記が必要であるが、現状ではそれができる環境がない。難聴者が手話を獲得できる環境づくりも進めてほしい。
5. 若い盲ろう者は、人工内耳の普及もあって音声・文章で育ってきているため、今後は触手話学習に加えて指点字にも取り組む必要があると思っている。
6. 知的障害のある人が、例えば特別支援教育の中で、またはもっと幼いときからコミュニケーションの力を伸ばす訓練のようなものがあればよいと思う。
7. 発達障害のある人の場合、幼い頃から「分かりやすい伝え方」を経験して、教

育の中で周りができるような社会環境を作っていくことが必要。学校はこの10年で随分変わり、一日の予定が教室に掲示されるようになった。その分、社会に出てからのギャップが昔より大きくなったのではないかと思う。社会の理解を深めていく必要があり、学校でやっているようなツールを社会でも取り入れていけないかと思う。

8. 神経難病の場合、筋力低下など発症してから2～3年くらいの早期から、コミュニケーション障害に対する支援を開始することが必要。進行する前の早い段階から使い慣れておくことが大切。コミュニケーションの機器を借りる申請を出してから実際に物が届くまでに時間がかかり、病状が進行して間に合わないが、こうなるという予測では対応してもらえない。機器利用の経済的負担は1割だが、市町によって「前例がない」と断られる場合があるなど対応が異なることがある。

(障害の理解や手段の普及について)

9. 市町で補聴器への補助があるが、「2級以上」などの条件がある。自分は6級でも不便を感じているので等級に関係なく補助してほしい。
10. 盲ろう者の存在やコミュニケーションについて、当事者も含めて市役所・病院・警察などに講演に行き、知ってもらう取組が必要。
11. 視覚障害のある人にとって、はがきの上下や表裏がわかりにくいいため、判別できる切り込みを統一して入れてほしい。
12. 発達障害のある人にとって、タブレットなどICT（アイシーティー、情報コミュニケーション技術）は有効。学校では、不公平といわれるなど利用の制限があるため、利用できるようにしてほしい。
13. 失語症について、県言語聴覚士会等の支援者が研修やセミナー等を行い、県民への理解を深める取組を行う必要がある。

(技術革新への期待について)

14. 視覚障害があり、メガネにつけて視線の先にある物等を小型カメラでとらえて音声で伝える機器を体験したが大変便利だった。AI（エーアイ、人工知能）やICT（アイシーティー、情報コミュニケーション技術）に大いに期待している。自立支援給付の対象にしてほしい。
15. テレビを見ることができないため情報の取得に制限があり、携帯電話を使いたいが、盲ろう者が使える携帯電話はまだない。盲ろう者が使えるICT（アイシーティー、情報コミュニケーション技術）の普及に期待したい。

(行政等の取組について)

16. 県民に手話を広めるということは大事だが、まずは公務員から広めていくことが必要で、公務員の義務として位置づけてほしい。
17. 行政の職員でも難聴についての理解が十分でないことがある。要約筆記者の派遣について、個人利用が多く、不特定多数での利用は少ない状況であるが、手

帳交付時に市町では「自分が詳しくないから説明していない」「資料だけ配布している。」というところもあり、市町職員への研修が必要と感じる。

18. 自分の住む市役所からの封筒には点字があるのでわかりやすい。「滋賀県」「〇〇市」だけでも点字を入れてもらおうと、どこから来たのかわかるので助かる。マイナンバーカードの送付時には点字がついていたので、他のものでもできるのではないかと思う。封筒だけでも点字をつけるようにしてほしい。
19. 知的障害のある人が理解できるよう、行政のパンフレットをもう少しわかりやすく変えてほしい。

(条例の形について)

20. ろう者の生き方が否定されないよう、手話言語条例を早く制定してほしい。口話教育で手話を禁止されてきた歴史がある滋賀だからこそ、手話言語条例が必要(手話を使ってよいのだと認めていることの表明)。
21. 手話言語条例を作ることで県民に手話の必要性を訴える。
22. 手話言語だけの条例の場合、「聴覚障害は手話があればよい」ということにならないか心配。手話に加えて要約筆記や口話、ゆっくり話すことなど、その人によって違うということも含めて考える必要があると思う。
23. 手話言語条例と情報コミュニケーション条例の両方が必要だと思う。情報コミュニケーション条例の中に手話言語条例を入れればよいのではないか。
24. 聴覚障害者の中で手話を使っている人は2割程度。8割はコミュニケーション手段として使っていない。情報コミュニケーションや情報アクセシビリティ条例の方がよいと思う。
25. 社会福祉審議会の議論で、手話言語条例制定を主張する意見があったが、情報コミュニケーションの中に手話も入ると思う。「手話は言語」ということにこだわりたい気持ちはわかるが、障害者全体を見ると情報コミュニケーションの中に手話も点字も入るのがベストだと思う。
26. 手話だけがコミュニケーション手段ではないので、手話だけの条例ではないほうがよいと思う。
27. 条例ができるのであれば「盲ろう者」という文言を入れてほしい。

(その他)

28. 小委員会には教育関係の人も委員に入れてほしい。
29. 小委員会は、手話言語と情報コミュニケーションと一緒に議論してまとまるのか。条例は別々につくるべきで、小委員会も分ける必要があると思う。

委員名	所属	1. 条例の形について	2. その理由
岡田 昌也	しが盲ろう者友の会	② 条例が別々に必要	手話は日本語と同様に文法を持った言語であり、聴こえない聴覚障害者にとってとても大切なもの。手話言語条例は別にして欲しい。手話言語条例と情報コミュニケーション条例はどちらも大切であり、それぞれの条例が必要だと思う。他の障害の人も何かの理由で聴こえなくなった時、コミュニケーションに悩んでしまうと思うが、手話があればコミュニケーションをとることができるし、私たちも助けることができる。
奥村 信満	近江八幡市福祉保険部 障がい福祉課	① 一体化した条例が必要	ろう者の皆さんは、手話が独自の言語体系や歴史的背景を有する文化的所産であり、心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であることから、手話は言語であるということを確認に定める必要があると手話言語条例を単独で制定したいと考えられている気持ちは十分に理解することができる。 近江八幡市では、手話言語条例を制定したが、情報コミュニケーション条例の制定ができていないことから、聴覚障がい者についての情報コミュニケーション保障についての取り組みは一定進んできているものの、聴覚障がい以外の視覚障がい・音声言語障がい・知的障がい・発達障がい等の皆さんの情報コミュニケーション保障に向けた取り組みは遅れており、反省している現状がある。 このため、手話言語条例と情報コミュニケーション条例は、一体化にし、別々にし、同時期に制定(一緒にスタート)する必要があると考える。 しかし、一方では、手話は言語であるものの情報コミュニケーションのための一つのツールでもあることから、情報コミュニケーション条例の中にも含めても良いのではという考え方も成り立つ。 以上のことから、手話言語と情報コミュニケーションを一体化した条例を制定することで構わないと考えるが、ろう者の皆さんの思いを尊重のうえ、条例の中で手話は言語であるということを明言し、手話に関することは別の章立てとし、条例の名称に手話言語という文言を入れることを前提としてほしいと考える。
織田 千瑛	滋賀県手をつなぐ育成会 しが本人の会なかよし会	① 一体化した条例が必要	・参考資料2を見た結果、一体型と別立型の内容が一緒のため、分ける必要がないと思う。 ・手話の条例をつくるのであれば、知的障害のことも少し加えてほしい。 ・一体型と別立型のどちらにするかで、長いこと時間をかけて話すのも大事だと思うが、内容のほうで時間をとったほうが良いと思う。
川本 航平	JDDnet滋賀	② 条例が別々に必要	発達障害関係者の立場からすれば、情報コミュニケーション条例が単独である方が分かりやすいです。しかし別々に議論することで条例の制定が遅れるくらいなら、一体化した条例の方が良いとも思います。ですので「どちらが正解とは言い切れない」のが正直な所です。 以下は、この委員会についての私の問題意識です。 そもそも「条例を一体化するか別々にするか」は、これ以上時間をかけて議論するべきではないと考えます。 この委員会は、県の障害者施策推進協議会が専門的技術的課題の調査検討および連絡調整を行うために設置したものです(協議会の運営要綱より)。専門的課題の調査検討とは何でしょうか。委員の多くは、それぞれの障害関係団体を代表して来られています。各障害の当事者や関係者の意見を言えることこそが、各委員の専門性だと思います。この委員会では、様々な障害、様々な障害者の目線から、専門的な意見がたくさん出されるような議論をしていきたいです。 最後に。歴史的な経緯も考えると、「手話言語条例が必要」という意見は最大限、尊重されるべきだと考えます。もし手話が現在も迫害されているとすれば、情報コミュニケーションの議論をすること自体、関係者の方に「手話が軽視されている」という印象を与えることでしょう。 私は手話については専門外ですので、この議論は他の方や事務局にお任せして、あくまで発達障害関係者の目線から意見を申し上げます。
崎山 美智子	滋賀県手をつなぐ育成会	① 一体化した条例が必要	一体化を薦めている各委員ともに手話言語を認めていない訳ではなく、今回のコミュニケーション条例という「大きな括りで考えていきましょう」というご意見だと思います。 手話言語に特化してしまうと、言語を持たない重度の知的障がい者が否定されてしまうのではと不安になります。手話だけでなく、点字もあり、他のコミュニケーション手段も無視できません。 一体化になると手話が薄まるという事よりも一体型は、個々の条例よりも細やかな所まで行き届くようにすれば良い事と考えます。薄まるというのではなく、積み重ねて厚いものになるのではないのでしょうか。 委員会でもお話ししましたが、県として、誰も取り残さないという姿勢を貫いて頂きたい。
佐藤 信吾	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	① 一体化した条例が必要	障害者権利条約の第二条には、『この条約の適用上、「意思疎通(コミュニケーション)」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』と定義されている。 つまり、障害者権利条約において、「言語」は「コミュニケーション」の中に含まれると定義されており、「手話」は「言語」であるとも定義されている。このことから、「手話はコミュニケーションとは別である」という一部の意見や主張は不合理で理解し辛い。 「障害種別の隔てなく」「障害のある人もない人も」「共に生きる社会を作る」という「共生社会づくり」の観点からも、一体化した条例が望ましい。

委員名	所 属	1. 条例の形について	2. その理由
宿谷 辰夫	滋賀県中途失聴難聴者協会	② 条例が別々に必要	<p>まず、今回の設問による二者択一により、どちらかの項目を選択しなければならないこと自体は、中途失聴・難聴者団体にとっては非常に苦悩するところであり、行政が条例を一本成立させることの困難も理解しているため、踏み絵の前に立たされているような心境であることをご理解願いたい。</p> <p>以前にも意見として申し上げた通り、条例が県の政策に反映され、県民の間に幅広く浸透されていくことが重要であって、一体型であろうと単独型であろうと目的が達成されるのであれば、基本的には問題はないと考えている。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、すべての県民が、情報アクセス及びコミュニケーションの困難の有無によって分け隔てられないことがない共生社会を実現するため、これらを保障する施策に関し基本理念を定め、県、市町等の責務を明らかにするとともに、障害者の地域生活と社会参加の支援等のための具体的な施策を総合的にかつ計画的に推進することが出来れば、ろう者による言語の選択権、手話言語の研究と保存という目的も守られ、「手話」が条例の中でしっかりと位置付けられるであろうとの考え方も崩してはいない。</p> <p>中途失聴・難聴者に限って言えば、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が実施した調査によると、国民全体に占める難聴者の割合は7.2%、そのうちの約70%は音声、補聴器、人工内耳等で日常のコミュニケーションを維持していると考えられ、手話を会話の手段としているのは3.0%である。新しい条例の中で①残存聴力を活用出来る環境づくり、②視覚情報の活用を促すための体制・・・この2点に関する取り組みが、他の障害をお持ちの皆様への合理的配慮と共に実施されればと願っている。</p> <p>しかしながら、結論としては、難聴団体にとって70年来の活動のパートナーであり、聴覚障害者運動の先駆者である、ろう団体が別立てとして「手話言語条例」単体の成立を最重要課題として掲げている以上、この思いを支援し実現することが私共の団体の責務と考えている。</p>
関根 千佳	ユードイット 同志社大学政策学部	① 一体化した条例が必要	<p>手話は音声言語や点字と同じく、一つの言語であり、コミュニケーションツールの一つである。聴覚障害者は、他の障害と同様に、情報保障を受ける権利がある。しかし、それは、手話のみにとどまらず、PC要約筆記などの文字情報も含めて検討されるべきである。聴覚障害者の中で、手話を主言語とする人だけが、情報保障の対象ではない。中途失聴の方、盲ろうの方で先に盲になった方などは、手話だけでは情報保障を受けることができない。手話だけの条例を設けることで、手話以外の情報提示を必要とする聴覚障害者を置き去りにすべきではない。</p> <p>情報というものが、それぞれのニーズにおいてカスタマイズされて受発信されるべきというのは、世界では数十年前からの常識となっている。それらは法制化されているものも多いが、その中で手話だけに特化したものはほとんどない。あらゆる情報は、その状態や年齢、識字能力などに応じて、個別にデザインされ、提示されるべきものだからである。手話はあくまでその中の選択肢の一つなのだ。</p> <p>現在、手話が主言語の方も、自身の高齢化により、目が見えなくなったり、脳血管障害でマヒが残って手話ができなくなる日が来ることを理解し、あらゆる形式での情報保障を自らの未来のために準備すべきである。条例を分けることは、関連する障害者の数を減らし、聴覚障害者を孤立させることにしかない。</p> <p>もし、別々に作るのであれば、手話抜きの情報コミュニケーション条例を先に作り、手話だけ別に後から作るべきである。対象人数が多い方を優先するのは当然だからである。それが受け入れられないようであれば、他の障害者団体との協業は困難であろう。むしろ手話言語法の制定を先に行うべきであり、条例にこだわるべきでない。</p> <p>高齢化の進む滋賀県で、どんな障害でも、何歳になっても、きちんと必要な情報が受発信できる未来のため、そこにこれから生きる子どもたちのために、手話を含む情報コミュニケーション条例の制定を望むものである。</p>
中西久美子	滋賀県ろうあ協会	② 条例が別々に必要	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・コミュニケーション(アクセシビリティ)の環境整備は、「見る、読む、書く、聞く、話す」ことをより豊かにするが、日本社会では日本語(音声言語)が前提の保障、中心的手段となって整備されていきがち。 ・ろう児・者以外の障害者の言語は日本語(音声言語)で、言語権が問題になることはない、コミュニケーションの方法について整備を図ることで対応が可能。手話言語を使うろう児・者には言語権の平等という前提が成り立たない。 ・そのため、手話言語によるアクセシビリティは、あるところとないところの差が生じやすくなる。 ・言語権の確立(人権確立)の問題とコミュニケーション支援(福祉施策)の問題を同列に置くことはできない。 ・このことを考慮すると「手話言語条例」が必要である。 <p>※パワーポイントを作成しましたので、委員への配布をお願いします。</p>
西村 武	滋賀湖声会	① 一体化した条例が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語も網羅されて一体化されれば、より県民の皆さんにも浸透できるのではないかと。 ・余談かもしれませんが、「働き方改革」で事務局の皆さんも大変だと思う。
林 優子	多賀町福祉保健課	① 一体化した条例が必要	<p>この小委員会に出席させていただき、各委員のみなさまのご意見をお伺いし、また専門の講師様からのお話を聞かせていただき、手話言語をはじめ人と人が意思疎通を交わす手段は様々な方法があり、県内における状況やいろいろな課題があることも分かりました。</p> <p>滋賀県では、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現をめざし「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が制定されました。本条例も、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進、手話が言語であることの普及や普及施策の総合的な推進を含め、共生社会の実現を目指すものであると理解しており、手話言語と情報コミュニケーションを一体化した条例が必要と考えます。</p> <p>また、本条例が県で制定された後、県内各地の市町でも条例制定に向けた動きとなった場合も、一体化した条例である方がスピード感を持って推進しやすいのではないかと考えます。</p>

委員名	所 属	1. 条例の形について	2. その理由
堀井 新兵衛	滋賀県難病連絡協議会	① 一体化した条例が必要	<p>当難病連絡協議会としては膠原病、リュウマチ、スモン病、筋無力症、パーキンソン病、ALS、腎臓病、網膜色素変性症、脊柱靭帯骨化症の病種の方が所属して頂いておりますが、現在手話の直接必要な方は表面上は少ないようですが、かつて難病の方は表に出るのを止められて、自宅に閉じ込められるか、ハンセン病のように隔離生活されるケースもあったように聞いております。この誤った考え方がいまだに根強く残り潜在的にまだ表に出て日常活動を十分に出来てない方がおられるようです。加えて症状が進行していくと外へも接触しにくいこともあります。</p> <p>各個人の伝達方法の重要な会話の補助としての手話の普及を図る等、然るべき施策によって日の当たる場所へ出て頂けるのではないかと思います。そのような意味でも、手話言語と情報コミュニケーションは一緒に考えて頂きより効率の高い方法を協議してより良い社会の構築にお互いが知恵を出し合って貢献していきたいものです</p>
山野 勝美	滋賀県視覚障害者福祉協会	① 一体化した条例が必要	<p>滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の目的および条例の前文「滋賀の地に県民の共感と連帯、そして共同による共生社会を実現する」という立場からも一体化した条例が必要と考えます。</p> <p>また、意思疎通のための多様な手段を保障するとともに、すべての障害者を対象とし、障害による意思疎通手段を区別するべきではないという立場からも条例の一体化が必要と考えます。</p>
山本 廣美	滋賀県手話通訳問題研究会	② 条例が別々に必要	<p>手話言語条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話施策の推進に必要な基本的事項を定めることを目的としています。手話を学ぶ機会の確保等、手話を用いた情報発信等、手話通訳者等の派遣体制の整備、学校における手話の普及等が含まれます。手話は長い間言語として認知されることなく、排除されてきた不幸な歴史があり、特に、滋賀は口話教育主義の先頭になった県であります。そのことは手話、手話を使う人たちが差別を受けてきた歴史です。2006年障害者権利条約「言語には手話その他の非音声言語を含む」、2011年障害者基本法「言語に手話を含む」と明記され、私たちは大きな1歩であると喜びました。条約、法律で示された「手話は言語である」意味がここ滋賀で政策として実行されるためには県条例が必要と考えます。滋賀県ろうあ協会及び関係団体では署名活動をし2016年に14,275筆を提出しました。手話言語条例制定は私たち県民の願いです。</p> <p>仮に一体化してしまうと、滋賀県の歴史や状況から、共生社会の実現、障害の特性に応じた意思疎通支援手段の利用の促進が進む中、手話が言語として認知され、普及することが広まらないのではないかと心配します。一人も取り残さない条例作りをするためには別立てが良いと思います。</p>
吉田 久美子	全国要約筆記問題研究会 滋賀支部	① 一体化した条例が必要	<p>聴覚障害者関連団体の一員として、また過去に勤務していた職場において、多くのろう者たちとお会いしてきました。その体験から手話を使ってコミュニケーションをとる人たちにとっての手話と、手話でのコミュニケーションが図れないため、手話通訳を介して意思疎通をはかる者とは、手話の存在意味が異なると個人的には思っています。それゆえ、2つの面からとらえる別立ての条例がわかりやすいものと思っておりました。</p> <p>しかしながら、要約筆記は手話を使わない人(手話を覚える、使う環境もなく手話を習得していない人)を対象にしており、要約筆記の担い手集団としては、社会において認知、理解が進んでいない難聴者・中途失聴者及び要約筆記の啓発を優先的に進めるべきであろうと考え、一体化した条例が必要という方針に変更させていただくことにいたしました。</p> <p>そして令和2年1月5日(日)、全要研 滋賀支部の役員会を開催しました。役員会では、議題にこの問題を取りあげ、役員とも話あった結果、いずれの障害も社会に理解されていない現状を、より早く啓発していけるよう具体策に取りかかることが急務であり、一体化した条例であっても、その思いや願いが盛り込めるように協議すればよいのではないかと結論に至りました。よって①を選択いたしました。</p>

① 一体化した条例が必要 10

② 条例が別々に必要 5